

第 1 2 0 回淡路市議会定例会提出議案の概要説明書

1 条例制定 14件
 (1) 新規条例 1件

議案等番号	件 名	所管課
議案第 3号	<p>○ 淡路市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例制定の件</p> <p>令和7年度に創設された「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が、令和8年4月1日から給付化されることに伴い、その事業を実施する事業者は、受給のため市から「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく「確認」を受ける必要があり、その確認のための基準は、法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により、内閣府令で定める基準により条例で定める必要がある。</p> <p>これに伴い、令和7年11月13日に公布された「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」（令和7年内閣府令第95号）に従い、又はそれを参酌して、新たに条例を制定する。</p> <p>特定乳児等通園支援事業の運営の基準として、特定乳児等通園支援事業者の一般原則、利用定員及び運営（提供拒否の禁止、特定教育・保育施設等との連携、虐待禁止、秘密保持等、事故発生の防止・対応等）に関する事項を定める。</p> <p>※ 施行期日 令和8年4月1日</p>	子育て応援課

(2) 改正条例 13件

議案等番号	件 名	所 管 課
議案第 4号	<p>○ 淡路市地域振興基金条例（平成24年淡路市条例第5号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>この基金は、「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）第5条の規定に基づき、「新市まちづくり計画」に規定する事業の経費に充てることを目的として、平成24年度に設置した。</p> <p>この計画は、令和7年度をもって、その計画期間が終了するため、引き続き市民の連帯の強化及び均衡ある地域振興を図るための事業に要する経費の財源に充てることのできるよう、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 令和8年4月1日</p>	まちづくり 政 策 課
議案第 5号	<p>○ 淡路市行政手続条例（平成17年淡路市条例第11号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第63号）第44条により「行政手続法」（平成5年法律第88号）が改正</p>	総 務 課

	<p>され、令和8年5月21日から施行する。</p> <p>この改正法により、意見陳述手続の通知を公示送達よって行う場合の方法が見直され、「行政手続法」と同様の規定としている条項について、所要の措置を講じる。</p> <p>1 聴聞又は弁明の機会の付与の公示の方法による通知の見直し</p> <p>※ 施行期日等 令和8年5月21日からとし、通知に関し必要な経過措置を設ける。</p>	
議案第 6号	<p>○ 淡路市職員の給与に関する条例（平成17年淡路市条例第49号）及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年淡路市条例第7号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>令和7年人事院勧告に伴い、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（令和7年法律第89号）が公布、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>この改正法により、国家公務員の給与が改定され、人事委員会を置かない本市職員の給与について、「地方公務員」（昭和25年法律第261号）第24条第2項の規定の趣旨に適合させるため、同種の職務に従事する国家公務員の給与に準拠し、同日以降に支給すべき手当について、所要の措置を講じる。</p> <p>1 第1条による改正（職員の給与に関する条例の一部改正） (1) 給与種類に、第2種初任給調整手当の新設 (2) 通勤手当に、自動車等通勤者の駐車場等の利用に係る手当及び100km以上を上限とする距離区分の新設</p> <p>2 第2条による改正（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正） フルタイム会計年度任用職員の給与の種類に、第2種初任給調整手当の新設</p> <p>※ 施行期日等 令和8年4月1日からとし、暫定再任用短時間勤務職員に係る規定を整備する。</p>	総務課
議案第 7号	<p>○ 淡路市国民健康保険税条例（平成17年淡路市条例第145号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）が令和6年6月12日に公布、原則同年10月1日から施行され、こどもや子育て世帯を社会全体で支える新しい仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が創設された。</p> <p>この改正法により、「地方税法」（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、令和8年4月1日から「子ども・子育て支援金制度」に要する費用に充てるため、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金課税額が新設されることに伴い、国民健康保険の被保険者に係る当該課税額について、所要の措置を講じる。</p> <p>1 子ども・子育て支援納付金課税額の新設</p>	税務課

	<p>2 子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額の額の新設</p> <p>※ 施行期日等 令和8年4月1日からとし、国民健康保険税の適用に関し、必要な経過措置を設ける。</p>	
議案第 8号	<p>○ 淡路市消防団員等公務災害補償条例（平成17年淡路市条例第220号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」（令和8年政令第10号）が令和8年2月6日に公布、同年4月1日から施行する。</p> <p>この改正令により、消防団員等に係る損害補償について、所要の措置を講じる。</p> <p>1 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の見直し</p> <p>※ 施行期日等 令和8年4月1日からとし、非常勤消防団員等に係る損害補償等について、必要な経過措置を設ける。</p>	消防防災課
議案第 9号	<p>○ 淡路市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年淡路市条例第106号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>兵庫県の「福祉医療費助成事業実施要綱」（平成4年7月1日施行）等の一部が改正され、令和8年7月1日から国の公費負担医療制度と福祉医療制度の併用が可能となること、加えて、利用者の権利をより確実に保護し、福祉医療制度の透明性と公平性を高める必要があるため、高齢重度障害者及びこどもの医療費助成事業を明記するとともに、必要な規定を整備することについて、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日等 令和8年7月1日からとし、福祉医療費の助成及び手続について、必要な経過措置を設ける。</p>	福祉総務課
議案第10号	<p>○ 淡路市国民健康保険条例（平成17年淡路市条例第144号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>兵庫県及び県内市町が「各市町の保険料率の完全統一（同一所得・同一保険料）」へ向け、条例の内容及び給付の水準について統一する必要があるため、所要の措置を講じる。</p> <p>1 第1条による改正 児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童のうち、「民法」（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者がいないものは、国民健康保険の被保険者としなないこととする。</p> <p>2 第2条による改正 任意給付である結核医療付加金を廃止する。</p> <p>※ 施行期日等 公布の日。ただし、第2条の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。また、結核医療付加金の支給につい</p>	福祉総務課

	て、必要な経過措置を設ける。																																								
議案第11号	<p>○ 淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年淡路市条例第2号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」(令和7年内閣府令第96号)が令和7年11月14日に公布、令和8年4月1日から施行されることに伴い、その改正する基準に従い、又はそれを参酌し規定を整備する必要があるため、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 令和8年4月1日</p>	子育て応援課																																							
議案第12号	<p>○ 淡路市火入れに関する条例(平成17年淡路市条例第185号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>消防庁は、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災により、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、「火災予防条例(例)」(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)の一部を改正し、林野火災に関する注意報の発令に関する事項等が新設された。</p> <p>この改正により、「淡路広域消防事務組合火災予防条例」(昭和59年淡路広域消防事務組合条例第89号)が同様に林野火災に関する注意報の発令に関する事項等が整備されることに伴い、火入れの中止について、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 令和8年4月1日</p>	農林水産課																																							
議案第13号	<p>○ 淡路市東浦農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第166号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>東浦農林漁業体験実習館は、これまでも多くの団体に合宿等の場として利用されているが、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響や合宿利用においてもプライベート空間の確保が求められる社会的要請の高まりから、少人数での宿泊を希望する利用者が増加している。</p> <p>また、物価高騰及び人件費の上昇等から、将来において持続可能な施設運営を図り、良質なサービスを提供し続ける必要がある。</p> <p>そのため、多様な利用者が安心して利用できる環境の整備及び持続可能な施設運営を実現するため、宿泊施設に係る使用料及び会議室の利用について、所要の措置を講じる。</p> <p>1 宿泊使用料(1人1泊につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋別</th> <th>種別</th> <th>7人以上利用</th> <th>3人以上利用</th> <th>2人利用</th> <th>1人利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">和室 8畳</td> <td>大人</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>—</td> <td>8,020</td> <td>8,840</td> <td>9,640</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和室 14畳</td> <td>大人</td> <td>—</td> <td>6,260</td> <td>7,070</td> <td>8,020</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>6,750</td> <td>8,020</td> <td>8,840</td> <td>9,640</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和室 18畳</td> <td>大人</td> <td>5,140</td> <td>6,260</td> <td>7,070</td> <td>8,020</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>8,840</td> <td>9,640</td> </tr> </tbody> </table>	部屋別	種別	7人以上利用	3人以上利用	2人利用	1人利用	和室 8畳	大人	円	円	円	円	小人	—	8,020	8,840	9,640	和室 14畳	大人	—	6,260	7,070	8,020	小人	6,750	8,020	8,840	9,640	和室 18畳	大人	5,140	6,260	7,070	8,020	小人	—	—	8,840	9,640	商工観光課
部屋別	種別	7人以上利用	3人以上利用	2人利用	1人利用																																				
和室 8畳	大人	円	円	円	円																																				
	小人	—	8,020	8,840	9,640																																				
和室 14畳	大人	—	6,260	7,070	8,020																																				
	小人	6,750	8,020	8,840	9,640																																				
和室 18畳	大人	5,140	6,260	7,070	8,020																																				
	小人	—	—	8,840	9,640																																				

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>小人</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>7,070</td> <td>8,020</td> </tr> </table> <p>※ 引上額 1,790円～3,360円 ※ 土日祝日及び年末年始並びに夏季期間については、割増料金(引上額：270円又は1,110円)を加算する。</p> <p>2 会議室使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>定員</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房設備使用料</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>40人</td> <td>1時間</td> <td>660</td> <td>300</td> </tr> </table> <p>※ 施行期日等 令和8年10月1日からとし、使用料並びに利用及び手続について、必要な経過措置を設ける。</p>		小人	—	—	7,070	8,020	区分	定員	単位	使用料	冷暖房設備使用料				円	円	会議室	40人	1時間	660	300	
	小人	—	—	7,070	8,020																		
区分	定員	単位	使用料	冷暖房設備使用料																			
			円	円																			
会議室	40人	1時間	660	300																			
議案第14号	<p>○ 淡路市東浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第164号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>議案第13号と同様に、物価高騰及び人件費の上昇等から、将来において持続可能な施設運営を図り、良質なサービスの提供ができるよう、宿泊施設に係る使用料について、所要の措置を講じる。</p> <p>2 宿泊施設使用料(1人1泊につき)</p> <table border="1"> <tr> <th>部屋別</th> <th>種別</th> <th>3人以上利用</th> <th>2人利用</th> <th>1人利用</th> </tr> <tr> <td>和室</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>6畳</td> <td>大人</td> <td>8,020</td> <td>8,840</td> <td>9,640</td> </tr> <tr> <td>10畳</td> <td>小人</td> <td>6,260</td> <td>7,070</td> <td>8,020</td> </tr> </table> <p>※ 引上額 2,180円～3,360円 ※ 土日祝日及び年末年始並びに夏季期間については、割増料金(引上額：270円又は1,110円)を加算する。</p> <p>※ 施行期日等 令和8年10月1日からとし、使用料に関し、必要な経過措置を設ける。</p>	部屋別	種別	3人以上利用	2人利用	1人利用	和室		円	円	円	6畳	大人	8,020	8,840	9,640	10畳	小人	6,260	7,070	8,020	商工観光課	
部屋別	種別	3人以上利用	2人利用	1人利用																			
和室		円	円	円																			
6畳	大人	8,020	8,840	9,640																			
10畳	小人	6,260	7,070	8,020																			
議案第15号	<p>○ 淡路市空家等の適切な管理に関する条例(令和元年淡路市条例第1号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」(令和5年法律第50号)により、特定空家等に係る未然防止措置として、そのまま放置すると特定空家等に該当するおそれのある空家等を「管理不全空家等」とし、その所有者に対し指導、勧告を行うことができる規定が追加された。</p> <p>この改正により、本市の判断となる基準を策定したことに伴い、管理不全空家等についての規定を整備するとともに、市が独自で規定している法定外空家等についても同様に、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 公布の日</p>	都市計画課																					
議案第16号	<p>○ 淡路市運動公園の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第246号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>生穂新島運動公園内に整備しているスケートパーク等について、同公園内の施設として「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第2</p>	スポーツ推進課																					

	<p>44条の2の規定に基づき、新たにスポーツパークを設置することに伴い、その利用時間及び使用料に関する事項を定める。</p> <p>(1) 利用時間 ア 4月～ 10月 午前9時～午後8時 イ 11月～翌年の3月 午前9時～午後5時</p> <p>(2) 使用料 ア 市民 1時間につき1,000円 イ 市民外 1時間につき2,000円</p> <p>※ 施行期日等 令和8年4月1日からとし、利用の許可その他当該スポーツパークの利用等に関し、必要な経過措置を設ける。</p>	
--	---	--

2 事件決議

7件

議案等番号	件名	所管課
議案第17号	<p>○ 淡路市過疎地域持続的発展計画の策定の件</p> <p>「淡路市過疎地域持続的発展計画」が令和7年度末をもって、その計画期間が終了する。</p> <p>人口減少や少子高齢化の進展等、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が継続している状況であり、引き続き、過疎債等の有利な財政措置を活用しながら、過疎地域の持続的発展を図る必要があるため、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの新たな計画を策定することにつき、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法律第19号)第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>※ 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日 5年間</p>	まちづくり 政策課
議案第18号	<p>○ 長澤・興隆寺地区の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件</p> <p>長澤地区及び興隆寺地区を一体的に整備するため策定した「長澤・興隆寺地区の辺地に係る公共的施設の総合整備計画」が令和7年度末をもって、その計画期間が終了する。</p> <p>引き続き、財政上の特例措置を受け、地域開発の根幹となる道路整備等を推進し、他の地域との生活環境の不均衡を是正する必要があるため、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの新たな計画を策定することにつき、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>※ 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日 5年間</p>	まちづくり 政策課
議案第19号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(令和5年淡路市条例第25号「淡路市生穂・佐野地域活性化施設(野田尾地域滞在型市民農園施設(本村))」)</p> <p>1 施設名等 野田尾地域滞在型市民農園施設(本村) 淡路市野田尾556番地3</p>	農林水産課

	<p>2 指定管理者 野田尾町内会 会長 森 久</p> <p>3 指定期間 令和8年4月1日～令和16年3月31日</p> <p>4 選定方法 非公募</p>	
議案第20号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第187号「津名漁業研修施設」）</p> <p>1 施設名等 津名漁業研修施設 淡路市津名港佐野港区埋立地内</p> <p>2 指定管理者 津名漁業協同組合 代表理事組合長 保田 友也^{ともなり}</p> <p>3 指定期間 令和8年4月1日～令和18年3月31日</p> <p>4 選定方法 非公募</p>	農林水産課
議案第21号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第188号「地域沿岸漁業構造改善事業等取得施設」）</p> <p>1 施設名等 (1) 東浦増養殖用作業保管施設（冷蔵庫） 淡路市仮屋1番地1 (2) 東浦増養殖用作業保管施設（資材倉庫） 淡路市仮屋112番地1（下記(3)及び(4)も同様） (3) 東浦漁村センター (4) 東浦漁村センター管理事務所</p> <p>2 指定管理者 仮屋漁業協同組合 代表理事組合長 相田 欽司^{きんじ}</p> <p>3 指定期間 令和8年4月1日～令和18年3月31日</p> <p>4 選定方法 非公募</p>	農林水産課
議案第22号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第189号「東浦水産物荷さばき施設」）</p> <p>1 施設名等 東浦水産物荷さばき施設 淡路市仮屋漁港埋立地内</p> <p>2 指定管理者 仮屋漁業協同組合 代表理事組合長 相田 欽司^{きんじ}</p> <p>3 指定期間 令和8年4月1日～令和18年3月31日</p> <p>4 選定方法 非公募</p>	農林水産課
議案第23号	<p>○ 自動車損傷事故に係る損害賠償額の決定及び和解の件</p> <p>^{しもはらうえぼたけ} 市道下原上畑線において道路の陥没による消防車の損傷事故が発生したことに伴い、「民法」第695条の規定に基づき、損害賠償額の決定及び和解を行うことにつき、「地方自治法」第96条第12号及び第13号の規定により、議決を求める。</p> <p>1 相手方 淡路広域消防事務組合</p> <p>2 損害賠償額 525,525円</p> <p>3 和解条項 市が道路の管理瑕疵による事故であり、その損害賠償額の支払義務があること、その額を相手方が加入する車両保険により支払うこと、一切の債権債務関係がないこと等</p>	都市総務課

3 予 算 9件
 (1) 補正予算 2件

議案等番号	件 名	所管課
議案第24号	○ 令和7年度淡路市一般会計補正予算(第8号) 補正額 4億8,500万円余 補正後の予算額 428億3,730万円余 繰越明許費補正 追加17件、変更1件 地方債補正 追加1件、変更5件	財 政 課
議案第25号	○ 令和7年度淡路市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) (直営診療施設勘定) 補正額 0円 ※ 診療報酬及び手数料の減少による歳入補正	福 祉 総 務 課

(2) 当初予算 7件

議案等番号	件 名	所管課
議案第26号	○ 令和8年度淡路市一般会計予算	財 政 課
議案第27号	○ 令和8年度淡路市国民健康保険特別会計予算	福 祉 総 務 課
議案第28号	○ 令和8年度淡路市後期高齢者医療特別会計予算	福 祉 総 務 課
議案第29号	○ 令和8年度淡路市介護保険特別会計予算	長 寿 介 護 課
議案第30号	○ 令和8年度淡路市産地直売所事業特別会計予算	商 工 観 光 課
議案第31号	○ 令和8年度淡路市温泉事業特別会計予算	商 工 観 光 課
議案第32号	○ 令和8年度淡路市下水道事業会計予算	下 水 道 課

5 諮 問 1件

議案等番号	件 名	所管課
諮問第1号	○ 人権擁護委員候補者の推薦に関する件(山本直美人権擁護委員 令和8年6月30日任期満了) 山本直美委員の任期満了(令和5年7月1日から令和8年6月30日まで)による後任委員候補者の推薦 ※ 後任委員の任期は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間	市 民 人 権 課

6 報 告 1件

議案等番号	件 名	所管課
報告第2号	○ 専決処分した事件の報告について(車両損傷事故)	都 市 計 画 課